

# 新条例制定に向けた論点について

## 新条例に位置付けるべき規定の方向性について（論点整理）

### <出会い・結婚>

#### 主な課題

- ・ 結婚を希望しているにもかかわらず結婚できない理由として「非正規雇用や収入の低さ」や「出会いの無さ」が挙げられる。京都府の20～24歳男女の約5割、25～29歳の男性の約2割、女性の約3割が非正規雇用で、これは全国平均よりも高い。
- ・ 結婚を希望しない理由として「女性が犠牲になる」、「自分の人生が生きられなくなる」など、結婚に対して希望が持てないことが背景にあるのではないか。

#### 現行2条例において関連する規定

##### ●子育て支援条例

- ・ 事業者の責務として「両立に向けた雇用環境整備」を規定（第6条）
- ・ 気運醸成のための府民表彰制度等を規定（第19条）

##### ●少子化対策条例

- ・ 「結婚を希望する者に対する相談体制の充実、情報の提供、結婚支援団体の登録」等を規定（第12～17条）
- ・ 妊娠・出産に関する学習の機会の提供、結婚から子育てを考える機会の提供、気運醸成のための府民運動等を規定（第29～31条）
- ・ 事業者の努力義務として「雇用者の仕事と家庭の両立のための雇用環境整備」を規定（第33条）

#### ご議論いただきたい論点

- ・ 現行の2条例では、事業者の責務又は努力義務として、「仕事と家庭の両立のための雇用環境整備」を規定しているが、出会い・結婚、妊娠・出産の希望を実現できるよう、新条例ではこの規定ぶりを拡充する必要があるか。
- ・ 現行の条例では、妊娠・出産に関する学習機会の提供や、結婚から子育てを考える機会の提供を規定しているが、結婚に対してポジティブな展望を持てるよう、新条例ではこの規定ぶりを拡充する必要があるか。
- ・ その他、出会い・結婚の希望を実現するため、新条例で規定すべき事項はあるか。

## 新条例に位置付けるべき規定の方向性について（論点整理）

### <妊娠・出産>

#### 主な課題

- ・ 子どもがいない夫婦の約6割は「子どもが欲しいけどできない」夫婦であり、不妊治療を行っていても経済的な負担の大きさや、職場の理解に苦しんでいる夫婦も多いのではないか。
- ・ 第2子以降を希望する夫婦は、子育てや教育等の経済的な負担感や、育児の肉体的・心理的負担感から、子どもをあきらめていることが多いのではないか。
- ・ そもそも子どもを希望しない夫婦は、「仕事を辞めないといけない」、「自分の希望どおりの人生を送れない」など、子育てに対して明るい展望を持っていないのではないか。
- ・ 妊娠と年齢に関する医学的情報は、中学生から知っておきたかったと思う人が多く、また、中学生の段階で子どもと触れ合うことで、子どもに対してポジティブな感情が醸成されたという結果も出ている。

#### 現行2条例において関連する規定

##### ●子育て支援条例

- ・ 妊産婦等に対する医療提供体制の充実等を規定（第11条①）
- ・ 不妊治療に係る情報提供や相談等の実施を規定（第11条②）
- ・ 子どもの医療、教育、保育等に係る費用の負担軽減について規定（第13条）

##### ●少子化対策条例

- ・ 妊産婦に対する相談体制の充実等を規定（第18条）
- ・ 不妊治療等に対する費用負担の軽減や情報提供、相談等の実施を規定（第19条）
- ・ 妊娠・出産に関する学習の機会の提供、結婚から子育てを考える機会の提供等を規定（第29,30条）

#### ご議論いただきたい論点

- ・ 現行の2条例では、妊娠・出産に関する学習の機会の提供等を規定しているが、将来の妊娠・出産を見据え早期に自らの生活や健康に向き合える機会の提供をさらに促進していくため、新条例で何らかの規定を設ける必要があるか。
- ・ 現行の2条例では、不妊治療等に係る費用負担の軽減や情報提供等を規定しているが、不妊治療を行っている人に対する、事業者をはじめとした社会の理解の醸成のため、新条例で何らかの規定を設ける必要があるか。
- ・ その他、妊娠・出産の希望を実現するため、新条例で規定すべき事項はあるか。

## 新条例に位置付けるべき規定の方向性について（論点整理）

### <保育・教育>

#### 主な課題

- ・ 0歳児の8割、1～2歳児の5割は未就園であり、子育ての負担感や孤独感に繋がっている（特に専業主婦）。他方、保育園・幼稚園ともに定員割れが続いている。
- ・ 地域のサポートを望む子育て世代は多いが、地域に悩みを相談できる人がいる割合は3割に留まっている。また、子どもの急な発熱の際に頼りになる病児保育は制度面・費用面で使いにくいとの声もある。
- ・ 保育士の人手不足が続いており、その理由として、給与の低さや労働環境の負担の大きさなどが指摘されている。
- ・ 教育費、特に高等教育費の負担が非常に大きい。
- ・ 妊娠と年齢に関する医学的情報は、中学生から知っておきたかったと思う人が多く、また、中学生の段階で子どもと触れ合うことで、子どもに対してポジティブな感情が醸成されたという結果も出ている。（再掲）

#### 現行2条例において関連する規定

##### ●子育て支援条例

- ・ 子育てに関する相談体制の充実等について規定（第10条）
- ・ 子どもの医療、教育、保育等に係る費用の負担軽減について規定（第13条）
- ・ 子育て支援の場の充実、多様な需要に応じた保育サービスの提供、交流機会の提供等を規定（第16条）

##### ●少子化対策条例

- ・ 多様な需要に応じた保育サービスの提供等を規定（第21条）
- ・ 子育てに関する市町村の相談体制の整備への支援について規定（第22条）
- ・ 妊娠・出産に関する学習の機会の提供、結婚から子育てを考える機会の提供等を規定（第29,30条）

#### ご議論いただきたい論点

- ・ 保育環境の充実や、保育・教育等に係る費用負担の軽減に向け、現行の2条例での規定ぶりに加え、新条例で何らかの規定を設ける必要があるか。
- ・ その他、保育・教育に関して、新条例で規定すべき事項はあるか。

## 新条例に位置付けるべき規定の方向性について（論点整理）

### <まちづくり（住宅含む）>

#### 主な課題

- ・ 地域の特色を生かし、「点」ではなく「面」的にエリア一体での、子育てにやさしいまちづくりを進めるべきではないか。
- ・ 地域とのつながりを求める子育て世代は多い一方で、住民苦情により公園の廃止が取り沙汰された報道があるなど、地域における他の子育て世代や子どもとの交流の場が減少しているのではないか。
- ・ 子ども連れでの外出・移動には様々なバリアが存在し、特に、ベビーカーでは道を歩くのが怖いとの当事者の声も存在する。
- ・ 京都の住まいにかかる費用は全国でも高水準。

#### 現行2条例において関連する規定

##### ●子育て支援条例

- ・ 犯罪、交通事故等から守るための支援等の実施について規定（第15条）
- ・ 交流機会の提供等を規定（第16条）

##### ●少子化対策条例

- ・ 市町村と連携した子育て家庭向け住宅情報の提供（第24条）
- ・ 特例多子世帯の住宅取得時の不動産取得税の減税（第25条）

#### ご議論いただきたい論点

- ・ 地域の特色を生かし、エリア一体での、子育てにやさしいまちづくりを強かに推進するため、新条例において、新制度の創設も含め、何らかの規定を設ける必要があるか。
- ・ 現行の条例では、子どもの安全の確保のための規定があるが、例えば、公共空間において授乳スペースやおむつ回収機を設置するなど、子育て世代が外出・移動しやすいようなまちづくりを進めるためには、新条例において何らかの規定を設ける必要があるか。
- ・ 現行の条例では、特定の子育て世帯を対象とした住宅の負担軽減措置が規定されているが、住宅費用のさらなる負担軽減に向け、新条例において何らかの規定を設ける必要があるか。
- ・ その他、まちづくり・住宅（空き家や公営住宅を含む。）に関して、新条例で規定すべき事項はあるか。

## 新条例に位置付けるべき規定の方向性について（論点整理）

### <気運醸成・風土づくり>

#### 主な課題

- ・ 「子どもを産み育てることに社会が寛容である」と感じている日本人は約1割。背景に、「子育ては家族が責任を持って行うものであり、他人に頼るべきではない」という意識があるのではないか。
- ・ 子育てに対して明るく楽しいイメージが広がっていない。
- ・ 若い頃から子どもに接する機会が少なく、子どもに対してポジティブな感情を持っていない人もいるのではないか。
- ・ 子育てに関する行政手続きが煩雑であり、子育て等で時間的余裕が無い子育て世代にとって負担となっているのではないか。

#### 現行2条例において関連する規定

##### ●子育て支援条例

- ・ 各主体の責務を規定（第2～7条）
- ・ 子育てに関する相談体制の充実等について規定（第10条）
- ・ 気運醸成のための府民表彰制度等を規定（第19条）

##### ●少子化対策条例

- ・ 各主体の責務を規定（第4～10条）
- ・ 子育てに関する市町村の相談体制の整備への支援について規定（第22条）
- ・ 妊娠・出産に関する学習の機会の提供、結婚から子育てを考える機会の提供、気運醸成のための府民運動等を規定（第29～31条）

#### ご議論いただきたい論点

- ・ 新条例の理念である「社会で子どもを育てる」京都の実現に向け、各主体が「社会で子どもを育てる」という意識を有するためには、新条例において、どのような規定を設けるべきか。
- ・ また、「社会で子どもを育てる」という気運を醸成するため、新条例において何らかの規定を設ける必要があるか。
- ・ 現行の2条例では行政の相談体制の充実について規定しているが、新条例では、行政からの積極的な情報発信等についても何らかの規定を設ける必要があるか。
- ・ その他、気運醸成・風土づくりに関して、新条例で規定すべき事項はあるか。

## 新条例に位置付けるべき規定の方向性について（論点整理）

### <職場づくり・働き方>

#### 主な課題

- ・ 出産を機に仕事を辞める女性が多く、特に非正規の女性は出産後に職場復帰ができていない。また、職場に復帰できる場合でも、昇給・昇格に不利益が生じている場合があるのではないか。
- ・ 家事・育児の負担が女性に偏っており、育休取得率・期間も男女に偏りがあるほか、育休後も男女の働き方に差が生じているため、女性自身が望むキャリアを形成できていない場合があるのではないか。
- ・ 職場内の人手不足や長時間労働の状況から、産休・育休、短時間勤務などを行った場合に、職場内の他の職員の負担増に繋がることを懸念し、育休・産休、短時間勤務を取りにくい雰囲気があるのではないか。

#### 現行2条例において関連する規定

##### ●子育て支援条例

- ・ 事業者の責務として「両立に向けた雇用環境整備」を規定（第6条）

##### ●少子化対策条例

- ・ 子育てに関する市町村の相談体制の整備への支援について規定（第22条）
- ・ 事業者の努力義務として「雇用者の仕事と家庭の両立のための雇用環境整備」を規定（第33条）

#### ご議論いただきたい論点

- ・ 現行の2条例では、事業者の責務又は努力義務として「仕事と家庭の両立のための雇用環境整備」を規定しているが、出産や子育てにより希望するキャリアが阻害されないよう、新条例において何らかの規定を設ける必要があるか。
- ・ また、働く時間や場所に縛られない自由度の高い働き方や長時間労働の是正、男性の育休取得促進等に向け、新条例において何らかの規定を設ける必要があるか。
- ・ その他、職場づくり・働き方に関して、新条例で規定すべき事項はあるか。